

「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

三重県では、誰もが安全に安心して暮らせるまちを実現するため、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例(平成16年条例第2号。以下「条例」という。)」に基づき、県、県民、事業者及び市町並びに関係団体が相互に連携協力して犯罪のないまちづくりを推進しており、その具体的方策を示した「条例に基づく指針」においては、具体的方策の1つとして防犯カメラの設置を促進しています。

防犯カメラは、犯罪抑止に有効であることから、商業施設や金融機関、駐車場等で設置が進んでいますが、その一方で、承諾のないまま自分の容姿を撮影されることや、防犯カメラで撮影された画像データ（音声を含む）（以下「画像データ」という。）の取扱等に不安を感じる県民の方々もいます。

そこで、三重県では、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和することを目的に、防犯カメラの設置及び運用に際して最低限配慮すべき事項をとりまとめた「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

防犯カメラを現在設置・運用している、又はこれから設置・運用される皆さんには、このガイドラインや「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」等の法令に従って、防犯カメラの適正な運用に努めてください。

2 「防犯カメラ」の定義

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとします。

(1) 犯罪の防止を目的として設置するもの

※ 施設利用状況の把握や防災等を主目的とするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは対象となります。

(2) 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの

※ 不特定かつ多数の人の通行を想定していない集合住宅（マンション、アパート等）の通路や、事業所・工場の敷地内等を専ら撮影する場合は対象となりません。

(3) 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

第2 防犯カメラの効果

防犯カメラを設置・運用することによって、以下の4つの効果が期待できます。

1 犯罪の抑止

犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせることができます。

2 安心感の醸成

その場所を利用する人びとや地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和することができます。

3 事件・事故の解決

事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなることがあります。

4 環境の整備

性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等から子どもや女性を守るために環境の整備につながります。

第3 防犯カメラを設置及び運用するために配慮すべき事項

1 設置目的の明確化及び目的外利用の禁止

防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）は、「犯罪を防止する。」等の設置目的を明確に定め、目的を逸脱した設置及び運用を行ってはなりません。

2 撮影範囲、設置場所等

設置者は、防犯カメラを設置するにあたっては、設置による防犯効果が最大に発揮され、かつ、プライバシーに配慮した必要最小限の撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向及び撮影方法を定めます。

カメラの角度を調整するなど、私的空间が映り込まないようにし、私的空间が映り込む場合は、その所有者・居住者等の同意を得るよう努めてください。

また、公道等に設置する場合は、必要に応じて、防犯カメラを設置しようとする公共空間の管理者の許可を得てください。

3 設置の表示

設置者は、撮影範囲の周辺、防犯カメラを設置する建物や施設の出入口等の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者の名称や連絡先をわかりやすく表示することとします。この表示によって、いわゆる「盗撮」行為ではないことを明らかにするとともに、防犯効果をより高めることになります。

なお、防犯カメラの設置場所等から設置者が明らかな場合は、設置者の名称や

連絡先の表示を省略することができます。

※ 卷末に「防犯カメラ設置表示の作成例」を掲載しています。

4 管理責任者等の指定

設置者は、防犯カメラや画像データの適正な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者は、必要に応じて操作取扱者を指定し、防犯カメラの操作を行わせることができます。

防犯カメラの操作や画像データの閲覧は、原則として設置者、管理責任者又は操作取扱者（以下「設置者等」という。）のみが行うこととします。

5 秘密の保持

設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはなりません。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

また、防犯カメラ及び画像データの管理、業務の運営に関する事務の全部又は一部の委託を受けた事業者に対しても、画像データから知り得た情報の漏えいや不当な使用をしない旨を契約事項に組み入れるなど、必要な措置をとることとします。

6 画像データ等の適正な管理

設置者等は、画像データ及びDVDやSDカード等の記録媒体の適正な管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、盗難及び散逸等による情報漏えい防止措置を講じることとします。
- (2) 画像データの不必要的複写や加工及び転送、記録媒体の外部への持ち出しは禁止します。また、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に厳重に保管するとともに、記録媒体の管理台帳等を備え付けて適正に管理します。
- (3) 画像データの保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とします。ただし、設置者等が事件・事故の検査のために特に必要と判断するときは、理由を明確にして保存期間を延長することができます。
- (4) 保存期間を経過した画像データは、速やかに初期化又は上書きするなど、確実に消去します。
- (5) 記録媒体を処分するときは、物理的な粉碎又は復元のできない完全な消去等

を行い、画像データが読み取れない状態にします。また、処分の日時、方法、処分者等を確実に記録しておきます。

- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、コンピュータウイルス対策や不正アクセス対策等、情報漏えい防止に十分な配慮をする必要があります。

7 画像データの閲覧・提供の制限

- (1) 画像データについては、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧・提供を禁止します。

ア 法令に基づく場合

裁判官が発する令状、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合等をいいます。

イ 個人の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のため、緊急、かつ、やむを得ない場合

行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況が撮影された画像データを提供する場合等をいいます。

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、これに協力する場合

閲覧後に画像データを提供する場合は、上記アに基づく文書によることとします。

エ 画像データから識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

閲覧・提供にあたっては、本人以外の者の画像を除去するなど、第三者の権利やプライバシーを侵害することがないよう、細心の注意が必要です。

- (2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存しておきます。

※ 卷末に「画像データ提供記録書の例」を掲載しています。

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせに対して、責任を持って誠実かつ迅速に対応し、適正な措置を講じる必要があります。また、あらかじめ苦情・問い合わせ担当者を指定しておくなど、対応要領を定めておくことが必要です。

9 業務の委託

設置者は、防犯カメラの設置・運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、このガイドラインの各項目及び第4に示した「防犯カメラの設置・運用規程（例）」の遵守事項を委託契約の条件にするなど、適正な運用を徹底します。

10 保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。

あわせて、設置場所や撮影範囲が適正かなどの見直しを行うこととします。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持ってカメラや録画装置等の機器及び設置表示を撤去します。

11 自治会等が防犯カメラを設置する際の留意点

防犯カメラの設置基準については、全国的な統一基準はなく、防犯カメラに対する個人の考え方についても千差万別で複雑なのが現状です。また、防犯カメラの購入費・設置費はもとより、運用を継続するための維持・管理にも相当な負担とコストがかかります。自治会等で防犯カメラを設置する場合は、事前に地域の住民等に対する説明会を開催するなど、設置に向けた合意形成は慎重に行うことが大切です。

12 ガイドラインの活用

犯罪の防止を目的とする防犯カメラ以外のカメラであっても、特定の個人を識別できる画像等を撮影している可能性がありますので、このガイドラインの趣旨を踏まえ、プライバシーの保護等には十分配慮した取扱に努めてください。

第4 設置・運用規程の策定

1 設置者又は管理責任者は、このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置・運用を適正に行うため、利用目的や利用形態に合わせ、次の事項等を盛り込んだ規程を策定してください。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置場所及び設置台数、設置の表示
- (3) 防犯カメラの管理責任者等の指定及び責務

- (4) 画像データの漏えい、滅失、改ざん防止等、適正な管理にかかる次の事項
 - 記録媒体の保管方法等
 - 画像データの保存期間、消去方法等
- (5) 画像データの利用及び提供制限
- (6) 苦情等への対応
- (7) 保守点検
- (8) その他必要な事項

2 次の「防犯カメラ設置・運用規程（例）」を参考としてください。

〇〇〇（設置者）防犯カメラの設置・運用規程（例）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇（設置者）が△△△（場所・施設）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、△△△（場所・施設）における犯罪防止や事故防止のために設置する。

3 設置の場所等

（1）設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、△△△（場所・施設）に〇台の防犯カメラを設置する。

【※ 配置図には、カメラの位置、撮影方向を表示します。（別紙1「防犯カメラ等配置図の作成例」参照）】

（2）設置の表示

防犯カメラを設置する建物や施設の出入り口等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には設置者名、連絡先を記載することとする。

【※ 施設の名称等から設置者名が明らかな場合は、設置者名等を表示しないことができます。（別紙2「防犯カメラ設置表示板の作成例」参照）】

4 管理責任者等

（1）〇〇〇（設置者）は、防犯カメラ及びこれにより撮影して記録した画像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適正な運用管理を図るため、管理責任者を置く。

（2）管理責任者は＊＊＊とする。

（3）管理責任者は、防犯カメラ等の操作を行わせるため、操作取扱者を指定しておくことができる。

（4）操作取扱者は＊＊＊とする。

【※ 管理責任者だけが防犯カメラ等を取り扱う場合は、（3）（4）は不要です。】

5 設置者等の責務

- (1) 設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下「設置者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。
- (2) 設置者等は、画像データそのものはもちろん、画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。設置者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像データ等の管理

(1) 保管場所

録画装置及び記録媒体の保管（場所）は保管庫（×××室）とし、管理責任者が施錠を行うなど、盗難及び散逸の防止に努めて適正に管理する。

(2) 立ち入り制限等

録画装置及び記録媒体の保管場所以外の場所への持ち出しへ、管理責任者が許可した場合を除き禁止する。

保管場所には、○○○（設置者）、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができないこととする。

(3) 保存期間

画像データの保存期間は○日間とする。

(4) 画像データの不必要な複製及び加工の禁止

画像データの不必要な複製や加工を禁止する。

(5) 画像データの消去等

保存期間を経過した画像データは、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を処分するときは、管理責任者を含めた複数人で、記録媒体から画像データが完全に消去されたことを確認の上処分し、その日時、処分方法等を記録する。

7 画像データの利用及び提供の制限

- (1) 画像データは、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために、緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から事件・事故の捜査等のために画像データの閲覧要請を受け、

これに協力する場合

エ 画像データに記録された本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

本人に提供する場合の画像データ抽出及び個人情報保護に基づく画像データ処理等にともなう費用は、請求者本人が負担するものとする。

(2) 画像データの閲覧・提供にあたっては、相手先に身分証明書の提示を求めるなど身分の確認を確実に行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像データの内容等を記録し、提出を受けた文書等とともに保存する。

【※ 別紙2「画像データ提供記録書の例」参照】

8 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置、運用及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

9 保守点検

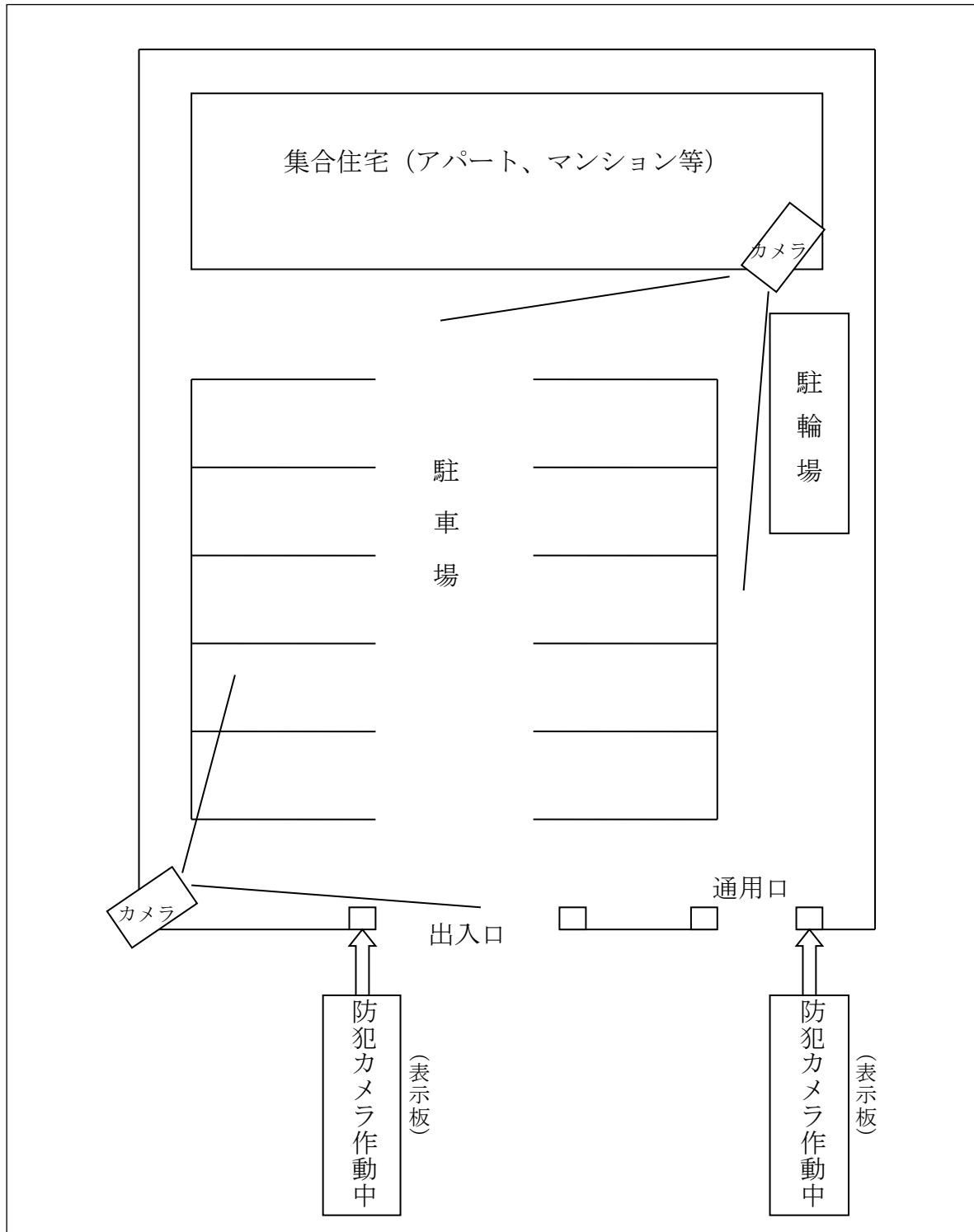
防犯カメラの機能維持のため、○か月ごとに保守点検を行うものとする。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

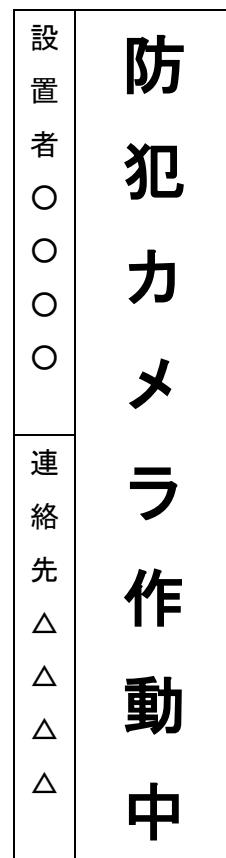
別紙1

【防犯カメラ等配置図の作成例】



別紙2

【防犯カメラ設置表示板の作成例】



【画像データ提供記録書の例】

提供日時	平成 年 月 日 時 分
提 所属機関	
供 職・氏名	
先 連絡先	
画像内容	
録画時間	～ (時間 分 秒)
提供方法	(ア) 閲覧のみ <input type="checkbox"/> 記録媒体複製 () (イ) その他 ()
提供理由	
身分確認	
その他	

取扱者氏名 _____